

令和8年度脱炭素製品等の需要創出に向けたモデル実証事業 公募要領

1. 事業の目的

2050年ネット・ゼロ及びGXの実現のためには、中堅・中小企業を含むサプライサイドにおける脱炭素に資する投資や技術革新を促進するとともに、それらの企業活動により生み出される製品・サービスの消費者及び調達者による選択を後押しし、脱炭素に資する製品・サービス（以下「脱炭素製品等」という。）の需要創出と市場形成を図ることが重要である。

脱炭素製品等の製造や提供は、設備投資や技術導入に伴う生産コストの増加を伴うことが多く、企業競争力の観点からは不利に働く側面を有している。一方で、バリューチェーンの上流側における脱炭素投資や技術革新を持続的に進めていくためには、脱炭素製品等に対する一定の需要が見込まれる環境を整備することが重要であり、需要の存在が投資を促す呼び水となる。

「令和8年度脱炭素製品等の需要創出に向けたモデル実証事業」（以下「本事業」という。）では、脱炭素製品等が有する脱炭素価値を適切に表示し、その価値を消費者が理解・評価できる環境を整備することで、追加的な価格負担（以下「価格プレミアム」という。）等の許容度や購買行動への影響等に関する実証を行う。その際、脱炭素に対する意識や関心が既に高い層（顕在ニーズ層）においては新たな需要の把握及び創出を行い、関心が必ずしも高くない層（潜在ニーズ層）に対しては、脱炭素価値の訴求を通じて需要の喚起及び底上げを図ることを目指す。

本公募は、本事業にふさわしい実証事業とその実行主体を選定するものである（以下、本公募により、実証事業の実行主体として選定された者を「採択団体」という。）。

2. 本公募の対象等

(1) 本公募の対象となる企業・団体

本公募の対象となる企業・団体は、一般消費者に対して脱炭素製品等の販売を行うことのできる企業又は当該企業を含むコンソーシアムとする。コンソーシアムで応募する場合には、必ず代表団体を定め、コンソーシアム内の全体取りまとめ及び本事業の事務局との窓口を担うこと。

なお、コンソーシアムの構成員については、一例として、脱炭素製品等を製造・提供する事業者や、脱炭素価値の効果的な訴求方法等を企画・検証する事業者等が考えられる。

(2) 実証事業の内容

本公募の対象となる実証事業は、脱炭素製品等が有する脱炭素価値を適切に表示し、その価値を消費者が理解・評価できる環境を整備することで、価格プレミアム等の許容度や購買行動への影響等に関する実証を行う事業とする。

消費者が脱炭素製品等を購入するまでの意思決定プロセスの各段階に存在するボトルネックを解消するためのものとして、

- ・ 認知・理解の促進：事前の「意識・認知（上流）」を深める
- ・ 購買時の情報接点：実際の購買現場における「選択時の判断（中流）」を適切に導く
- ・ インセンティブ：「最終的な決定（下流）」を後押しする

の3要素を「行動変容要因」と位置づけ、これらを単独又は組み合わせて検証する実証内容とすること。また、以下の①～④の内容を満たすものとする。

① 検証仮説

検証仮説（実証の対象とする製品等の脱炭素価値に関する表示（マーク・ロゴ等）や追加的な工夫等の訴求方法の設計により、どのような行動変容（購入意向の向上、価格プレミアムの許容、選択理由への影響等）を引き出すか）を整理し、検証の目標を明確化すること。

単なる販売実績の有無又は販売数量の増減の測定にとどまらず、購買に至る要因又は購買に至らない要因を含む行動変容の因果構造の検証を目標とすること。

② 訴求方法の設計

実証の対象とする製品等が有する脱炭素価値（温室効果ガス削減効果、従来品との差分等）を踏まえ、訴求方法の複数案を設計すること。

脱炭素価値の単なる表示にとどまらず、比較情報・補足、追加的な説明の提示、消費者との接点設計等の追加的工夫を組み合わせた効果についても検証の対象とすること。

③ 訴求方法の違いによる需要創出効果の実証、実証結果の検証

実店舗、EC サイト、展示・イベント、広報媒体等を活用し、訴求方法のAB/多変数テスト等の実証的取組を実施すること。また、実際の市場での行動変容を客観的に把握できるよう、顕在ニーズ層及び潜在ニーズ層それぞれに対する反応の違いや、価格プレミアムの許容度、購買意欲の変化等について、アンケート調査やヒアリングに加え、実購買データ（POS データ、アプリログ、キャンペーンデータ等）を用いた検証を行うこと。対象とする行動変容要因の性質に合わせて、適切な評価指標（KPI）を設定した上で検証を行うこと。

なお、取得した実購買データに基づく高度な分析（AB テストの統計的検証等）については、必要に応じて事務局のデータサイエンティスト等の専門人員による伴走支援を活用することができる。

④ 製品等に関する注意事項

実証の対象とする製品等については、一般消費者の選択行動の変化が観測しやすい製品分野から選択すること。また、当該製品等の脱炭素価値が適切に評価されており、グリーンウォッシュ等の誤解を招く懸念がないか十分に配慮すること。

3. 本事業による支援内容

(1) 支援対象経費

実証事業の実施のために直接必要な経費のうち、4.(1)の事業実施期間内に生じた以下に示す費目に該当する経費は、本事業で支援する（以下、本事業で支援対象となる経費の総額を「事業費」という。）。

- ・ 実証事業に従事する者の人件費
- ・ 会議・調整の費用（例：会場費、交通費等）
- ・ 脱炭素価値の表示内容、表示物及び訴求手法の設計・制作に要する費用（例：パッケージ表示、POP、販促資材等の制作費）
- ・ 実店舗、EC サイト、展示・イベント等を活用した実証の実施に要する費用
- ・ アンケート調査、ヒアリング、実購買データ等の取得及び分析に要する費用
- ・ 連携する事業者等における経費（共同実施費、外注費）
- ・ 実証に必要な機器、ソフトウェア等のリース・レンタル費用
- ・ その他モデル事業の実施に必要と認められる経費

- ※1 支援の対象となる経費の詳細は、付表（巻末1）も参考にすること。
- ※2 事業実施期間終了後にも活用が可能な一定金額以上の備品等については対象外となる。ただし、事業実施期間中にリースやレンタルで設置するものは可とする。
- ※3 経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則切り捨てとする。
- ※4 本事業による採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。
- ※5 実証事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外となる。
- ※6 判断が難しい費目については、事前に事務局まで相談すること。（問い合わせ先については、8.に記載のとおり。）

(2) 事業費の支払い

採択団体に支払う事業費の総額は、1件あたり、最大で3,000万円（税込み）とする。

- ※1 採択団体は、採択後、事務局と委託契約を締結し、事業費の支払いを事務局から受けることとなる。

4. 事業実施期間等

(1) 事業実施期間

3. (2) の契約締結後から令和9年2月15日(月)までとする。

(2) 事業実施期間中の進捗管理等

採択団体は、環境省及び事務局と連携し、申請書に記載した内容に基づき実証事業を実施すること。なお、申請時点の内容について、環境省及び事務局より内容の一部変更等を求める場合がある。

事務局は、実証事業の目的との整合性の確保、進捗管理、課題整理及び成果の取りまとめ等を目的として、採択団体に対する伴走支援を行う。採択団体は、事務局との定期的な打合せに参加するとともに、必要に応じて、環境省又は事務局によるヒアリング及び資料提出依頼等に協力すること。

(3) 現地確認等への協力

環境省又は事務局は、実証事業の実施状況、販売・表示・訴求方法、データ取得状況及びその他実証計画の進捗状況を確認するため、必要に応じて、採択団体の実証実施場所等において現地確認を行うことがある。採択団体は、当該現地確認に協力すること。

(4) 実証成果の報告等

採択団体は、実証事業の進捗状況、実証結果、取得データ、分析結果、得られた成果、課題及び今後の展開可能性等について、環境省及び事務局に報告すること。報告の時期、方法、様式及びその他必要な事項については、採択後に環境省及び事務局と協議の上、決定する。

それらの報告等を踏まえ、本事業の概要、成果及び報告書については、環境省において公表することとする。また、環境省が主催又は関与する発表の機会等において、採択団体に対し、実証事業に関する資料作成、事業内容の発表を求める場合がある。

さらに、実証事業の実施結果等について、採択団体が公表等を行う場合には、内容について事前に事務局または環境省の確認を得る必要がある。外部から実証事業の実施内容等に関する照会があった場合においても、回答に先立って環境省又は事務局の確認を得る必要がある。

(5) 実証終了後のフォローアップ

採択団体は、4.(1)に示す事業実施期間が終了した後も、環境省又は事務局が実証成果の普及、横展開可能性の検討、事業継続状況の確認及びフォローアップ調査等を行う場合には、必要な範囲で情報提供、ヒアリング及び資料提出等に協力すること。なお、事業実施期間外の対応に要する費用は、事業費に含めることはできない。

5. 実証事業への応募方法

(1) 応募手続

以下に示す申請書一式を募集期間内に下記提出先にEメールで提出すること。その際、法人名、担当者名及び連絡先（電話番号、Eメールアドレス）を記載の上、件名は「【応募】脱炭素製品等の需要創出に向けたモデル実証事業」とすること。

- ・ 募集期間：
令和8年7月17日(金)～同年8月17日(月) 17:00 必着
- ・ 申請書提出先：
脱炭素製品等の需要創出に向けたモデル実証事業事務局
株式会社日本総合研究所
E-mail：200010-Decarb_pilot@ml.jri.co.jp
- ・ 申請必要書類：
申請書様式

<留意事項>

- ・ Eメール1件あたりの添付ファイル容量は10MB未満とする。それを超える容量のファイルは分割して送信を行うこと。
- ・ 応募者側で用意したファイル共有サービス等での提出は無効となる。
- ・ 申請書提出先にて申請必要書類を受領した際には内容確認後に返信を行うが、2営業日程度しても返信がない場合は送受信ができていない可能性がある。その際は、5.(1)に示す申請書提出先のメールアドレス宛に問い合わせること。
- ・ 環境省又は事務局が審査において必要と判断した場合、申請必要書類に含まれていない資料の追加提出を求める場合がある。

(2) 質問の受付

本公募に参加するにあたって、公募要領、申請書様式について質問事項がある場合には、令和8年8月5日(水)17時までに、5.(1)に示す申請書提出先にEメールで質問内容を提出すること。その際、メール本文中に法人名、担当者名及び連絡先を記載すること。

6. 選考

(1) 選考方法

応募者から提出された申請必要書類について、2. の内容に従っているかどうかを確認の上、巻末2の審査基準表に基づいて審査を行い、本事業で実施する実証事業と採択団体を決定する。

選考結果は令和8年8月下旬（予定）にEメールにて連絡を行う。なお、採否の理由についての問い合わせには応じないものとする。

また、本事業で実施する実証事業については、実施者名、事業概要等を公表する。事業費については、選考結果に応じて調整を行う可能性がある。

(2) 選考基準

以下の基準に基づき選考を行う。（詳細は巻末2を参照のこと）

- ① 実証事業の設計
- ② 実施体制・スケジュール等
- ③ 実証結果の検証
- ④ 波及性・継続性
- ⑤ その他

(3) 採択案件数

実証事業の採択件数は最大3件とする。

7. 注意事項

(1) 実証事業の実施困難時の取扱い

実証事業の進捗状況、環境省への報告内容等から実証事業の実施が困難と認められる場合は、採択が取消しとなり、事業費が支払われない場合や、既に支払った事業費の返還が求められる場合がある。

(2) 反社会的勢力の排除

本公募に参加する企業・団体は、実証事業に関わる全ての組織及びその役員等が暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会

的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。

8. 問い合わせ先

脱炭素製品等の需要創出に向けたモデル実証事業事務局（株式会社日本総合研究所）

Eメール：200010-Decarb_pilot@ml.jri.co.jp

環境省は、応募に際して取得した個人情報を、本事業の公募、審査、選考結果の通知、応募内容の確認、問い合わせ対応、採択後の連絡その他本事業の実施に必要な範囲で利用し、本事業の事務局である株式会社日本総合研究所にその取扱いを委託する。応募者は、個人情報の利用目的及び事務局における取扱いを確認の上、応募すること。なお、株式会社日本総合研究所における個人情報の取扱いについては、同社の個人情報保護方針を参照すること。

株式会社日本総合研究所 個人情報保護方針 <https://www.jri.co.jp/privacy/>

以上

(付表(巻末1))

事業費の対象及び費目

費目		内容
人件費		・実証事業の人件費は、当該事業に直接従事する者（以下、「業務従事者」という。）の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与を計上する。 ・経費の算出にあたっては、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」に規定する計算方法により算出するものとする。
業務費	旅費	・実証事業に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 ・経費の算出にあたっては、採択団体の内部規程等によることとする。 ・出張が実証事業以外の業務と一連のものとなっており、実証事業以外の業務に係る経費が存在する場合は、実証事業に係る部分とその他の業務に係る部分に区分し、実証事業に係る経費のみを計上する。 ・採択団体においては実証事業に係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。 ・実証事業の実施における必要最小限の人数で実施するものとする。
	諸謝金	・実証事業に直接必要な外部協力者に対する謝金等を計上する。 ・経費の算出にあたっては、採択団体の内部規程等によることとする。
	会議費	・本事業で実施する実証事業に直接必要な打ち合わせ等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上する。 ・会場の選定及び飲料等の購入にあたっては、出席者数を踏まえ、必要以上に高価又は華美なものとならないよう、必要最小限度とする。

費目	内容
備品費、 借料及び 損料	・ 備品の購入は原則として認めない（「環境省物品管理事務取扱細則」により、備品は20万円以上で、かつ、以下に掲げる「(6) 消耗品費」の基準に係るものを除いた物品をいう。）。事業の実施に必要な備品はリース等により調達することとする。 ・ 借料及び損料には実証事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該事業を実施するにあたり直接必要となる物品、不動産等の借料を計上する。 ・ リース等により調達した物品は実証事業のみに使用することとし、リース料等については、当該事業の事業実施期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。 ・ なお、採択団体の事務所の家賃や共用部分等の経費のうち、本事業で実施する実証事業のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととし、借料として計上することは認められない。
賃金	・ 実証事業を実施するために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金を計上する。 ・ 補助員の単価は、採択団体の内部規程等や雇用契約の単価によることとする。 ・ なお、業務従事者と同様に、直接作業時間数を業務従事時間報告書や出勤簿等により適切に管理し、経費の算出については人件費に準じて行うこととする。
消耗品費	・ 実証事業に直接必要な物品であって、備品費に属さないもの（消耗品は20万円未満の物品であるか、又は20万円以上であっても比較的長期（おおむね2年）の反覆使用に耐えない物品、比較的長期の反覆使用に耐えるが比較的破損しやすい物品及び2年を限度としてその用を足さなくなる物品をいう。）に係る経費を計上する。 ・ なお、消耗品費として計上できる経費は実証事業にのみ使用するものであることが証明できるものとし、採択団体において実証事業以外の業務にも使用する汎用文具等に係る経費については一般管理費に含むものとする。 ・ また、既製品のソフトウェアについては消耗品費として計上することとする。

費目		内容
	通信運搬費	・実証事業に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。 ・なお、通信運搬費として計上する経費は実証事業に直接必要であることが証明できるものとし、採択団体において実証事業以外の業務でも使用している電話等の料金については一般管理費に含むものとする。
	印刷製本費	・実証事業に直接必要なパンフレット等の印刷物等に係る経費を計上する。 ・なお、計上する経費は事業実施期間中に使用した部数のみとする。
	雑役務費	・実証事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費を計上する。
	外注費 (再委託費)	・実証事業を行うために必要な経費のうち、当該事業の主たる部分を実施するに際し、採択団体が直接行うことのできない業務又は直接行うことが適切でないとする業務を外部へ発注する経費とする。外注費（再委託費）は、原則として、契約締結時の直接費（人件費及び業務費）と間接費（一般管理費）の合計額の2分の1未満とする。 ・なお、再委託等を実施するにあたっては事前に再委託等承諾申請書により再委託等の承認を得る必要がある。
共同実施費		コンソーシアムでの応募をした場合であって、代表企業・団体以外の当該コンソーシアム内の企業・団体に対して実証事業の一部を委託する経費を計上する。
一般管理費		・実証事業に必要な経費のうち、実証事業に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費。役職員の手当や管理部門等の管理経費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で当該事業に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上するものであり、以下の計算方法により算出された金額の範囲内とする。 ・一般管理費率については、採択団体の内部規程等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を使用することを原則とするが、採択団体において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、15%を使用することとし、その率の範囲内で経費を計上する。 ・なお、精算時においては、特別な理由があると認められる場合を除き、契約締結時に使用した一般管理費率を変更することはできない。
消費税		・消費税は10%とする。

審査基準表

評価項目	評価の視点（着眼点）	配点
① 実証事業の設計	実証の対象とする行動変容要因（認知・理解、情報接点、インセンティブ）に関する課題設定や狙いが適切で、消費者の意思決定メカニズムの解明に寄与するか。	30
	検証仮説（設定した訴求方法により、どのような行動変容が起きるか）が論理的かつ明確か。	
	実証の構成（訴求方法、実施場所・チャネル、期間、対象サンプル数など）が具体的かつ実証の目標達成のために十分なものとなっているか。	
	訴求方法に関して、脱炭素価値に関する表示やコミュニケーション（デザイン、情報量、比較情報等）が消費者にとって分かりやすいか。	
	複数の行動変容要因について検証する設計、あるいは因果構造の解明に寄与する高度な実証設計となっているか。	
	脱炭素価値に対する「価格プレミアムの許容度」を定量的に検証する設計が明確に組み込まれているか。	
② 実施体制・スケジュール等	一般消費者に対する販売機能を持つ企業（小売等）の具体的な関与の方法を含め、関係企業間の役割分担が明確か。	20
	実証に参加する企業間で、個人情報や営業秘密に配慮しながら、必要なデータを安全・確実かつスムーズに受け渡し、共有するための実務的な仕組みがあるか。	
	実証の内容やスケジュールが具体的で実現可能なものとなっているか。実証期間中に想定されるリスクへの対応策が妥当か。	
③ 実証結果の検証	対象とする行動変容要因の性質に合わせて、適切な評価指標（KPI）が設定されているか。	20
	因果関係を客観的なデータ（POSデータやアプリログ等）を用いて検証・証明できる設計となっているか。	
④ 波及性・継続性	実証事業で得られる検証結果や示唆が、特定の企業やブランドにとどまらず、他企業・他地域・他業種へ横展開できる波及性が見込める設計となっているか。	20
	実証事業終了後も、脱炭素製品等の需要創出に向けて、採択団体が自律的かつ継続的に取り組む計画があるか。	
⑤ その他	G X 率先実行宣言の対象となるG X 製品を用いて製造・提供された製品等を実証の対象としているか。 ※具体的な対象については、経済産業省ホームページにおける「GX 需要創出に向けたGX率先実行宣言の見直し方針（中間とりまとめ）」（2026年7月 GX需要創出に向けた研究会）を参照のこと。 https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/gx_demand/20260710_report.html	10
	G X 推進機構が運営する「G X フューチャー・リーグ」の会員である、もしくは2026年度中に「GX フューチャー・リーグ」への入会に関する意向確認書を提出する予定の企業が含まれているか。 ※GXフューチャー・リーグについては、GX推進機構ホームページを参照のこと。 https://gx-future-consortium.go.jp/registration/	